

令和4年度

監査結果の概要

目次

	頁
第1 監査結果の総括	
1 指摘・意見の件数等	1
2 監査種別・内容別指摘件数	2
3 指摘件数等の推移(過去5カ年)	3
4 局区等別の指摘件数の推移(過去5カ年)	5
第2 監査の実施	
1 実施局区等、団体	6
2 対象期間と実施時期	9
第3 事務監査の結果	
1 監査の実施状況	11
2 指摘事項の概要	13
3 意見の概要	15
第4 工事監査の結果	
1 監査の実施状況	16
2 指摘事項の概要	20
第5 行政監査の結果	29
第6 住民監査請求による監査の結果	33

監査事務局

第 1 監査結果の総括

1 指摘・意見の件数等（令和4年度）

監査種別		監査実施 局区等、団体数	指摘件数	意見件数
定期監査	事務	26 (37)	14	3
	工事	23 (23)	33	0
小計		26 (37)	47	3
財政援助団体監査	事務	4 (15)	0	0
出資団体監査	事務	8 (28)	0	0
	工事	8 (28)	1	0
公の施設の指定管理者監査		17 (85)	0	0
小計		29 (128)	1	0
行政監査	事務	18 (18)	0	4
合計		55 (165)	48	7

住民監査請求	請求	0	棄却	0	勧告	0
			却下	0		

注1 ()内は監査対象の局区等、団体数。

注2 監査実施局区等、団体数には種別毎に重複があるため、各欄の合計値と小計欄、合計欄の数値は一致しない。

2 監査種別・内容別指摘件数（令和4年度）

(1) 定期監査

ア 事務監査

単位：件

実施局区等数	指 摘 件 数					
	計	収入事務	支出事務	契約事務	物品管理事務	その他
26	14	1	8	3	1	1

イ 工事監査

単位：件

実施局区等数	指 摘 件 数						
	計	計画	設計積算	施工管理	委託・契約事務	小計	小規模工事等 監査
23	33	5	25	1	2	33	0

注 小規模工事等監査：工事等の契約事務について

(2) 財政援助団体監査

事務監査

単位：件

実施団体数	指 摘 件 数					
	計	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
4	0	0	0	0	0	0

(3) 出資団体監査

ア 事務監査

単位：件

実施団体数	指 摘 件 数					
	計	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
8	0	0	0	0	0	0

イ 工事監査

単位：件

実施団体数	指 摘 件 数				
	計	計画	設計積算	施工管理	委託・契約事務
8	1	0	1	0	0

(4) 公の施設の指定管理者監査

事務監査

単位：件

実施団体数	指 摘 件 数					
	計	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	その他
17	0	0	0	0	0	0

3 指摘件数等の推移（過去5カ年）

(1) 指摘件数

単位：件

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
定 期	事務	8	8	2	16	14
	工事	20	24	6	30	33
	小計 (対象・実施)	28 (36・31)	32 (36・26)	8 (36・22)	46 (36・31)	47 (37・26)
財政援助団体 (事務のみ) (対象・実施)		0 (15・5)	0 (15・4)	0 (15・1)	0 (15・4)	0 (15・4)
出資団体	事務	0	0	0	1	0
	工事	2	0	1	1	1
	小計 (対象・実施)	2 (31・8)	0 (31・9)	1 (30・7)	2 (28・8)	1 (28・8)
公の施設の指定管理者 (事務のみ) (対象・実施)		1 (80・13)	0 (81・24)	0 (84・11)	0 (83・15)	0 (85・17)
財政援助団体等監査 中 計 (対象・実施)		3 (126・26)	0 (127・37)	1 (129・19)	2 (126・27)	1 (128・29)
	事務	1	0	0	1	0
	工事	2	0	1	1	1
定期監査, 財政援助団体等監査 中 計		31	32	9	48	48
	事務	9	8	2	17	14
	工事	22	24	7	31	34
行政監査	事務	0	0	—	—	0
	工事	—	—	—	—	—
	小計 (対象・実施)	0 (29・29)	0 (29・29)	—	—	0 (18・18)
合 計		31	32	9	48	48
	事務	9	8	2	17	14
	工事	22	24	7	31	34

注1 (対象・実施)の欄に掲げる数値は、(監査対象局区等、団体数・監査実施局区等、団体数)を示す。

(2) 意見件数

単位：件

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
定 期	事務	0	0	0	0	3
	工事	0	0	0	0	0
	小計 (対象・実施)	0 (36・31)	0 (36・26)	0 (36・22)	0 (36・31)	3 (37・26)
財政援助団体 (事務のみ) (対象・実施)		0 (15・5)	0 (15・4)	0 (15・1)	0 (15・4)	0 (15・4)
出資団体	事務	0	0	0	0	0
	工事	0	0	0	0	0
	小計 (対象・実施)	0 (31・9)	0 (31・9)	0 (30・7)	0 (28・8)	0 (28・8)
公の施設の指定管理者 (事務のみ) (対象・実施)		0 (80・13)	0 (81・24)	0 (84・11)	0 (83・15)	0 (85・17)
財政援助団体等監査 中 計 (対象・実施)		0 (126・26)	0 (127・37)	0 (129・19)	0 (126・27)	0 (128・29)
	事務	0	0	0	0	0
	工事	0	0	0	0	0
定期監査, 財政援助団体等監査 中 計		0	0	0	0	3
	事務	0	0	0	0	3
	工事	0	0	0	0	0
行政監査	事務	0 8	0 8	—	—	0 4
	工事	—	—	—	—	—
	小計 (対象・実施)	0 8 (29・29)	0 8 (29・29)	—	—	0 4 (18・18)
合 計		8	8	0	0	7
	事務	8	8	0	0	7
	工事	0	0	0	0	0

注1 (対象・実施)の欄に掲げる数値は、(監査対象局区等、団体数・監査実施局区等、団体数)を示す。

注2 行政監査の欄において、上段は「監査結果としての意見」の件数を、下段は「監査の結果に添えて提出する意見」の件数を示す。

4 局区等別の指摘件数の推移（過去5カ年）

局 区 等	事 務 監 査					工 事 監 査				
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
会 計 室	×	0	×	×	0	—	—	—	—	—
市 長 室	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
総務企画局	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0
財 政 局	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0
市 民 局	0	0	1	1	0	3	×	0	1	0
こども未来局	2	0	×	1	1	0	×	×	1	0
保健福祉局	2	1	×	3		0	×	×	0	
福 祉 局					1					0
保健医療局					2					0
環 境 局	0	0	0	0	0	×	3	1	1	1
経済観光文化局	0	4	×	0	1	×	3	×	1	3
農林水産局	0	0	0	1	0	×	2	0	6	1
住宅都市局	0	0	0	0	0	×	5	0	2	11
道路下水道局	1	1	0	1	0	4	2	2	2	4
港湾空港局	0	1	0	0	0	4	×	0	1	2
東 区 役 所	1	0	0	0	2	5	×	1	3	1
博多区役所	0	0	0	1	0	1	×	0	0	1
中央区役所	1	0	0	0	0	1	×	1	2	0
南区役所	0	1	0	0	1	0	×	0	3	1
城南区役所	0	0	0	1	1	×	2	0	0	1
早良区役所	0	0	0	1	0	×	2	1	1	2
西区役所	0	0	0	1	0	×	0	0	2	1
消 防 局	1	0	0	0	0	×	2	0	0	0
水 道 局	0	0	0	0	0	2	×	0	3	1
交 通 局	0	0	1	0	0	0	×	0	0	2
教育委員会	0	0	×	3	5	×	3	×	1	1
福岡市選挙管理委員会事務局	0	×	×	0	×	—	—	—	—	—
東区選挙管理委員会事務局	0	×	×	0	×	—	—	—	—	—
博多区選挙管理委員会事務局	0	×	×	0	×	—	—	—	—	—
中央区選挙管理委員会事務局	0	0	×	0	×	—	—	—	—	—
南区選挙管理委員会事務局	0	×	×	0	×	—	—	—	—	—
城南区選挙管理委員会事務局	0	×	×	0	×	—	—	—	—	—
早良区選挙管理委員会事務局	0	×	×	1	×	—	—	—	—	—
西区選挙管理委員会事務局	0	×	×	1	×	—	—	—	—	—
人事委員会事務局	×	×	0	×	×	—	—	—	—	—
監 査 事 務 局	×	×	0	×	×	—	—	—	—	—
農業委員会事務局	×	0	×	×	0	—	—	—	—	—
議 会 事 務 局	×	×	0	×	×	—	—	—	—	—
計	8	8	2	16	14	20	24	6	30	33

※ 工事監査は道路下水道局を除き令和元年度まで2年周期で実施

第2 監査の実施

1 実施局区等、団体

〔○は監査実施、×は監査非実施(他年度実施)、－は監査対象外〕

(1) 定期監査及び行政監査

局 区 等		定 期 監 査		行 政 監 査	
		事 務	工 事	事 務	工 事
会 計 室		○	－	－	－
市 長 室		○	－	－	－
総 務 企 画 局		○	○	－	－
財 政 局		○	○	○	－
市 民 局		○	○	○	－
こども未来局		○	○	○	－
福 祉 局		○	○	○	－
保 健 医 療 局		○	○	○	－
環 境 局		○	○	－	－
経済観光文化局		○	○	○	－
農 林 水 産 局		○	○	○	－
住 宅 都 市 局		○	○	○	－
道路下水道局		○	○	－	－
港 湾 空 港 局		○	○	○	－
東 区 役 所		○	○	○	－
博 多 区 役 所		○	○	○	－
中 央 区 役 所		○	○	○	－
南 区 役 所		○	○	○	－
城 南 区 役 所		○	○	○	－
早 良 区 役 所		○	○	○	－
西 区 役 所		○	○	○	－
消 防 局		○	○	○	－
水 道 局		○	○	－	－
交 通 局		○	○	－	－
教 育 委 員 会		○	○	○	－
福岡市選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
東区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
博多区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
中央区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
南区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
城南区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
早良区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
西区選挙管理委員会事務局		×	－	－	－
人事委員会事務局		×	－	－	－
監 査 事 務 局		×	－	－	－
農業委員会事務局		○	－	－	－
議 会 事 務 局		×	－	－	－
小 計	実施数	2 6	2 3	1 8	－
	対象数	3 7	2 3	1 8	－
計	実施数	2 6		1 8	
	対象数	3 7		1 8	

(2) 財政援助団体監査

団 体	事務	
(一財)福岡市職員厚生会	×	
(NPO)アジア太平洋子ども会議・イン福岡	×	
(一社)福岡市私立幼稚園連盟	×	
(一社)福岡市保育協会	×	
(社福)福岡市社会福祉協議会	×	
(公社)福岡市シルバー人材センター	○	
(一社)福岡市医師会	×	
(公社)福岡市食品衛生協会	×	
(公社)福岡市老人クラブ連合会	○	
(公社)福岡貿易会	×	
福岡食肉市場(株)	×	
(一社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	○	
(公財)九州大学学術研究都市推進機構	×	
(一社)博多港振興協会	×	
(一財)福岡市教職員互助会	○	
計	実施数	4
	対象数	15

(3) 出資団体監査

団 体	事務	工事	
(公財)福岡よかトピア国際交流財団	×	×	
(公財)福岡アジア都市研究所	○	○	
(公財)福岡市施設整備公社	×	×	
(公財)福岡市スポーツ協会	×	×	
(社福)福岡市社会福祉事業団	×	×	
(地独)福岡市立病院機構	○	○	
(公財)ふくおか環境財団	×	×	
(株)福岡クリーンエナジー	○	○	
(一財)福岡コンベンションセンター	×	×	
(公財)福岡市中小企業従業員福祉協会	×	×	
(株)福岡ソフトリサーチパーク	×	×	
福岡タワー(株)	○	○	
(公財)福岡観光コンベンションビューロー	×	×	
(公財)九州先端科学技術研究所	×	×	
(株)博多座	×	×	
(公財)福岡市文化芸術振興財団	○	○	
サンセルコビル管理(株)	×	×	
(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館	×	×	
(公財)福岡市緑のまちづくり協会	○	○	
福岡地下街開発(株)	×	×	
福岡市住宅供給公社	×	×	
福岡北九州高速道路公社	×	×	
博多港開発(株)	×	×	
博多港ふ頭(株)	○	○	
(一財)博多海員会館	×	×	
(公財)福岡市水道サービス公社	×	×	
(公財)福岡市教育振興会	×	×	
(公財)福岡市学校給食公社	○	○	
小 計	実施数	8	8
計	実施数	8	
	対象数	28	

(4) 公の施設の指定管理者監査

団 体	事務
魅力ある「さいとびあ」マネジメントグループ	×
「つながるコミセンわじろ」マネジメントグループ	×
賑わうさざんびあコミュニティ事業体	×
「あすみん」マネジメントグループ	×
福岡県建物管理事業協同組合・(株)福岡市民ホールサービスグループ	×
IMAJUKUコネクト	×
福岡スポレクマネジメントグループ	×
シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループ	×
福岡スポーツNEXTパートナーズ	×
ももち未来ネットワーク	×
NTWスポーツ振興共同運営企業体	×
セントラルスポーツ共同事業体	×
(社福)福岡市社会福祉事業団	×
あゆみらい福岡市自然の家共同事業体	×
(社福)福岡市保育協会	×
(社福)くじら	×
(特非)しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡	×
福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体	○
(株)ウィズグループ	○
(社福)まごころ会	○
(社福)福岡市身体障害者福祉協会	○
(社福)敬養会	○
(社福)福岡ケアサービス	○
(社福)福岡障害者支援センター	×
(社福)野の花学園	×
(一社)福岡市視覚障害者福祉協会	×
(一社)福岡市医師会	×
福岡市医師会・鹿島建物共同事業体	×
(公財)ふくおか環境財団	×
ラブエフェム国際放送(株)	×
西鉄ビルマネージメント(株)	×
(株)西日本新聞プロダクツ	×
福岡舞台芸術施設運営共同事業体	○
(一社)九州地域舞台芸術振興会	×
(株)福岡市民ホールサービス	○
木下緑化建設(株)	×
九州林産(株)	×
ふれあい・よか農園メンテナンスグループ	×
(株)東急コミュニティー	×
日本管財・西鉄ビルマネージメント共同事業体	×
(株)九州総合管理	×
安藤造園土木(株)	×
東洋緑地建設(株)	×
小山・FM福岡共同事業体	×
(株)環境開発	×
アオバパークメンテナンスグループ	×

団 体	事務
グループフォース	×
九州グラウンド(株)	×
チーム里の環	×
(株)福岡植木	×
(一財)公園財団	×
(公社)福岡市シルバー人材センター	○
JR九州レンタカー&パーキング(株)	×
博多リバレイン管理(株)	×
(特非)I-D O	○
マリゾン・博多湾環境整備共同事業体	○
博多港開発・西部ガス共同事業体	○
福岡市ヨットハーバー&ビーチ管理運営共同事業体	×
なみきスクエアみらいネットワーク	×
NEXT博多市民センター共同企業体	×
(株)シンコー	×
九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV	×
ふくおか市民施設管理JV	×
Meet upにしみん共同事業体	×
よかたい図書館共同事業体	×
東図書館管理運営共同企業体	×
(株)図書館流通センター	×
(株)早良グリーンテラス	×
(公財)福岡市スポーツ協会	×
福岡照葉アリーナ(株)	×
福岡市漁業協同組合	○
(株)福岡サイエンス&クリエイティブ	○
西部ガス都市開発(株)	○
(株)博多座	○
(一財)福岡コンベンションセンター	×
(一財)福岡市市民の森協会	×
(一社)福岡市乳牛育成協会	×
福岡市住宅供給公社	×
(公財)福岡市緑のまちづくり協会	×
ポジティブドリームバーソンス・都市造園プロジェクトグループ	×
(株)福岡カルチャーベース	×
近鉄ファシリティーズ(株)	×
(株)サン・ライフ	×
博多港ふ頭(株)	○
福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会	×
計	実施数 17 対象数 85

※対象団体数は、令和4年4月1日現在
(2)、(3)、(4)の合計

実施数	29
対象数	128

(注) 団体数には、重複を含む。

2 対象期間と実施時期

(1) 定期監査

① 事務監査

局 区 等	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
会計室	R1.10.1 ~ R5.1.25	II	R4.11.10 ~ R5.1.25
市長室	R2.1.1 ~ R4.12.2	II	R4.11.10 ~ R4.12.2
総務企画局	H30.10.1 ~ R4.10.12	I	R4.8.16 ~ R4.10.12
財政局	R1.10.1 ~ R4.10.12	I	R4.8.16 ~ R4.10.12
市民局	R1.12.1 ~ R5.1.25	II	R4.11.10 ~ R5.1.25
こども未来局	H30.9.1 ~ R4.9.5	I	R4.8.16 ~ R4.9.5
福祉局	H30.12.1 ~ R5.1.23	II	R4.11.10 ~ R5.1.23
保健医療局	H30.12.1 ~ R5.2.3	II	R4.11.10 ~ R5.2.3
環境局	R2.1.1 ~ R5.1.31	II	R4.11.10 ~ R5.1.31
経済観光文化局	H30.9.1 ~ R4.9.13	I	R4.8.16 ~ R4.9.13
農林水産局	R2.1.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
住宅都市局	R1.12.1 ~ R5.1.23	II	R4.11.10 ~ R5.1.23
道路下水道局	R1.9.1 ~ R4.9.22	I	R4.8.16 ~ R4.9.22
港湾空港局	R2.1.1 ~ R5.2.3	II	R4.11.10 ~ R5.2.3
東区役所	H30.12.1 ~ R4.12.7	II	R4.11.10 ~ R4.12.7
博多区役所	H30.12.1 ~ R4.12.16	II	R4.11.10 ~ R4.12.16
中央区役所	H30.12.1 ~ R5.1.13	II	R4.11.10 ~ R5.1.13
南区役所	H30.12.1 ~ R4.12.12	II	R4.11.10 ~ R4.12.12
城南区役所	H30.12.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
早良区役所	H30.12.1 ~ R5.1.10	II	R4.11.10 ~ R5.1.10
西区役所	H30.12.1 ~ R4.12.5	II	R4.11.10 ~ R4.12.5
消防局	H30.9.1 ~ R4.10.11	I	R4.8.16 ~ R4.10.11
水道局	R2.2.1 ~ R5.1.20	II	R4.11.10 ~ R5.1.20
交通局	H30.8.1 ~ R4.9.29	I	R4.8.16 ~ R4.9.29
教育委員会	H29.9.1 ~ R4.10.4	I	R4.8.16 ~ R4.10.4
福岡市選挙管理委員会事務局			
東区選挙管理委員会事務局			
博多区選挙管理委員会事務局			
中央区選挙管理委員会事務局			
南区選挙管理委員会事務局			
城南区選挙管理委員会事務局			
早良区選挙管理委員会事務局			
西区選挙管理委員会事務局			
人事委員会事務局			
監査事務局			
農業委員会事務局	R1.12.1 ~ R5.1.6	II	R4.11.10 ~ R5.1.6
議会事務局			

② 工事監査

局 区 等	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
総務企画局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
財政局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
こども未来局	R 3. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
経済観光文化局	H31. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
道路下水道局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
消防局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
交通局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
教育委員会	H31. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	I	R 4. 6. 27 ~ R 4. 10. 31
市民局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
福祉局	R 3. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
保健医療局	R 3. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
環境局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
農林水産局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
住宅都市局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
港湾空港局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
東区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
博多区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
中央区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
南区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
城南区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
早良区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
西区役所	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31
水道局	R 2. 4. 1 ~ R 4. 3. 31	II	R 4. 6. 27 ~ R 5. 1. 31

(2) 財政援助団体監査

① 事務監査

団 体	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
(一財)福岡市教職員互助会	H30.10.1 ~ R4.10.3	I	R4.8.16 ~ R4.10.3
(公社)福岡市シルバー人材センター	H30.12.1 ~ R5.2.2	II	R4.11.10 ~ R5.2.2
(公社)福岡市老人クラブ連合会	H31.1.1 ~ R5.2.2	II	R4.11.10 ~ R5.2.2
(一財)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	H29.12.1 ~ R5.2.6	II	R4.11.10 ~ R5.2.6

(3) 出資団体監査

① 事務監査

団 体	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
(公財)福岡アジア都市研究所	H30.9.1 ~ R4.9.15	I	R4.8.16 ~ R4.9.15
福岡タワー(株)	H30.9.1 ~ R4.10.4	I	R4.8.16 ~ R4.10.4
(公財)福岡市文化芸術振興財団	H29.10.1 ~ R4.9.29	I	R4.8.16 ~ R4.9.29
(公財)福岡市学校給食公社	R1.9.1 ~ R4.10.11	I	R4.8.16 ~ R4.10.11
(地独)福岡市立病院機構	H30.10.1 ~ R4.12.19	II	R4.11.10 ~ R4.12.19
(株)福岡クリーンエナジー	R2.1.1 ~ R4.12.9	II	R4.11.10 ~ R4.12.9
(公財)福岡市緑のまちづくり協会	R1.12.1 ~ R4.12.6	II	R4.11.10 ~ R4.12.6
博多港ふ頭(株)	R2.1.1 ~ R4.12.23	II	R4.11.10 ~ R4.12.23

② 工事監査

団 体	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
(公財)福岡アジア都市研究所	H30.4.1 ~ R4.3.31	I	R4.6.27 ~ R4.10.31
福岡タワー(株)	H30.4.1 ~ R4.3.31	I	R4.6.27 ~ R4.10.31
(公財)福岡市文化芸術振興財団	H29.4.1 ~ R4.3.31	I	R4.6.27 ~ R4.10.31
(公財)福岡市学校給食公社	H31.4.1 ~ R4.3.31	I	R4.6.27 ~ R4.10.31
(地独)福岡市立病院機構	H29.4.1 ~ R4.3.31	II	R4.6.27 ~ R5.1.31
(株)福岡クリーンエナジー	H31.4.1 ~ R4.3.31	II	R4.6.27 ~ R5.1.31
(公財)福岡市緑のまちづくり協会	H31.4.1 ~ R4.3.31	II	R4.6.27 ~ R5.1.31
博多港ふ頭(株)	H31.4.1 ~ R4.3.31	II	R4.6.27 ~ R5.1.31

(4) 公の施設の指定管理者監査

① 事務監査

団 体	対 象 期 間	実 施 時 期	
		期	実 施 期 間
(株)ウィズグループ	H31.4.1 ~ R4.9.21	I	R4.8.16 ~ R4.9.21
(社福)まごころ会	H31.4.1 ~ R4.9.21	I	R4.8.16 ~ R4.9.21
(社福)敬養会	H31.4.1 ~ R4.9.21	I	R4.8.16 ~ R4.9.21
(社福)福岡ケアサービス	H31.4.1 ~ R4.9.21	I	R4.8.16 ~ R4.9.21
(社福)福岡市身体障害者福祉協会	H31.4.1 ~ R4.9.21	I	R4.8.16 ~ R4.9.21
福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体	H31.4.1 ~ R4.9.27	I	R4.8.16 ~ R4.9.27
福岡市漁業協同組合	R3.4.1 ~ R4.9.30	I	R4.8.16 ~ R4.9.30
マリゾン・博多湾環境整備共同事業体	H31.4.1 ~ R4.10.11	I	R4.8.16 ~ R4.10.11
博多港開発・西部ガス共同事業体	H31.4.1 ~ R4.10.11	I	R4.8.16 ~ R4.10.11
博多港ふ頭(株)	H31.4.1 ~ R4.10.14	I	R4.8.16 ~ R4.10.14
(株)福岡サイエンス&クリエイティブ	H29.10.1 ~ R4.12.2	II	R4.11.10 ~ R4.12.2
(株)福岡市民ホールサービス	H31.4.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
福岡舞台芸術施設運営共同事業体	H31.4.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
西部ガス都市開発(株)	H31.4.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
(株)博多座	H31.4.1 ~ R4.12.20	II	R4.11.10 ~ R4.12.20
(公社)福岡市シルバー人材センター	H31.4.1 ~ R5.2.10	II	R4.11.10 ~ R5.2.10
(特非)I-D O	R3.4.1 ~ R5.2.10	II	R4.11.10 ~ R5.2.10

(5) 結果の公表時期（定期監査及び財政援助団体等監査）

区 分	公表年月日
第1期(I)	令和5年2月27日
第2期(II)	令和5年7月6日

第3 事務監査の結果

1 監査の実施状況

(1) 定期監査

① 課相当

局 区 等	課 数			実査 日数	指 摘 件 数			4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係	
	対象	実査	実査率		4年度	3年度	2年度	収入	支出	契約	財産	その他			
会 計 室	2	2	100.0%	1	0								元	4係	
市 長 室	5	3	60.0%	2	0	0	0						3	4係	
総務企画局	42	23	54.8%	9	0	0	0						3	4係	
財 政 局	22	8	36.4%	4	0	0	0						3	2係	
市 民 局	29	4	13.8%	6	0	1	1						3	3係	
こども未来局(注1)	15	8	53.3%	5	1	1				1			3	4係	
福 祉 局	18	8	44.4%	6	1	2			1				3	2係	
保健医療局	23	5	21.7%	4	2	1			1	1			3	2係	
環 境 局	18	3	16.7%	4	0	0	0						3	4係	
経 済 観 光 文 化 局	36	15	41.7%	11	1	0			1				3	3係	
農 林 水 産 局	12	5	41.7%	5	0	1	0						3	4係	
住 宅 都 市 局	36	8	22.2%	8	0	0	0						3	4係	
道 路 下 水 道 局	35	12	34.3%	9	0	1	0						3	4係	
港 湾 空 港 局	22	7	31.8%	6	0	0	0						3	3係	
区 役 所	東 区 役 所 (注2)	18	8	44.4%	6	2	0	0		1			1	3	2, 3, 4係
	博 多 区 役 所 (注2)	19	7	36.8%	5	0	1	0						3	2, 3係
	中 央 区 役 所 (注2)	17	4	23.5%	4	0	0	0						3	2, 3係
	南 区 役 所 (注2)	18	8	44.4%	6	1	0	0	1					3	2, 3, 4係
	城 南 区 役 所 (注2)	17	4	23.5%	4	1	1	0		1				3	2, 3係
	早 良 区 役 所 (注2)	18	8	44.4%	7	0	1	0						3	2, 3, 4係
	西 区 役 所 (注2)	20	5	25.0%	5	0	1	0						3	2, 3係
消 防 局	29	8	27.6%	6	0	0	0						3	3係	
水 道 局	29	10	34.5%	7	0	0	0						3	1係	
交 通 局	24	8	33.3%	6.5	0	0	1						3	3係	
行 政 委 員 会 等	教 育 委 員 会 (注3)	31	9	29.0%	7	5	3			3	1	1		3	2係
	選 市 選 管 事 務 局	1					0							3	
	東 区 選 管 事 務 局	1					0							3	
	博 多 区 選 管 事 務 局	1					0							3	
	中 央 区 選 管 事 務 局	1					0							3	
	南 区 選 管 事 務 局	1					0							3	
	城 南 区 選 管 事 務 局	1					0							3	
	早 良 区 選 管 事 務 局	1					1							3	
	西 区 選 管 事 務 局	1					1							3	
	人 事 委 員 会 事 務 局	2						0						2	
	監 査 事 務 局	3						0						2	
	農 業 委 員 会 事 務 局	1	1	100.0%	1	0								元	4係
議 会 事 務 局	3						0						2		
小 計	572	191	33.4%	144.5	14	16	2	1	8	3	1	1	—	—	

(注1) こども未来局分から、保育所関連分の対象数、実査日数、指摘件数等を除いている。

(注2) 区役所分から、公民館関連分の対象数、指摘件数等を除いている。

(注3) 教育委員会分から、学校等(小・中・特別支援・高)関連分の対象数、実査日数、指摘件数等を除いている。

② 保育所・学校等(小・中・特別支援・高)・公民館

区 分	施 設 数			実査 日数	指 摘 件 数			4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
	対象	実査	実査率		4年度	3年度	2年度	収入	支出	契約	財産	その他		
保 育 所	7												元	4係
学 校 等	225	11	4.9%	11	0	0							3	2係
公 民 館	148						0						2	3係
小 計	380	11	2.9%	11	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—

(注4) 各区役所(地域支援課)の実査日数に実査対象公民館の実査日数を含む。

③ 合 計

合 計	課・施設数			実査 日数	指 摘 件 数			4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
	対象	実査	実査率		4年度	3年度	2年度	収入	支出	契約	財産	その他		
	952	202	21.2%	155.5	14	16	2	1	8	3	1	1	—	—

(2) 財政援助団体監査

団 体	実査 日数	指摘件数		4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
		4年度	前回	収入	支出	契約	財産	その他		
(一財)福岡市教職員互助会	3	0	0						30	2係
(公社)福岡市シルバー人材センター ※	3	0	0						30	2係
(公社)福岡市老人クラブ連合会 ※	3	0	0						30	2係
(一財)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	3	0	0						29	4係
合 計 対象15団体、実施4団体	12	0	0	0	0	0	0	0	—	—
(参考) 令和3年度 4団体	12	—	0	0	0	0	0	0	—	—

(注) 実査日数には、財政援助団体の所管部署の監査日数を加算している。

※は所管部署が同一。所管部署の監査日数は2団体各1日の計画となっているが、実査は2団体で1日で実施。

(3) 出資団体監査

団 体	実査 日数	指摘件数		4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
		4年度	前回	収入	支出	契約	財産	その他		
(公財)福岡アジア都市研究所	3	0	0						30	1係
福岡タワー(株)	2	0	0						30	1係
(公財)福岡市文化芸術振興財団	3	0	0						29	1係
(公財)福岡市学校給食公社	3	0	0						1	1係
(地独)福岡市立病院機構	5	0	0						29	1係
(株)福岡クリーンエナジー	3	0	0						1	1係
(公財)福岡市緑のまちづくり協会	3	0	0						1	1係
博多港ふ頭(株)	3	0	0						1	1係
合 計 対象28団体、実施8団体	25	0	0	0	0	0	0	0	—	—
(参考) 令和3年度 8団体	23	—	0	0	0	0	0	0	—	—

(注) 実査日数には、出資団体の所管部署の監査日数を、各団体ごとに1日ずつ加算している。

(4) 公の施設の指定管理者監査

団 体	実査 日数	指摘件数		4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
		4年度	前回	収入	支出	契約	財産	その他		
(株)ウィズグループ	3	0	0						28	5係
(社福)まごころ会	2	0	0						27	5係
(社福)敬養会	1	0	0						28	5係
(社福)福岡ケアサービス	1	0	0						28	5係
(社福)福岡市身体障害者福祉協会	1	0	0						28	5係
福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体	2	0	0						27	5係
福岡市漁業協同組合	2	0	0						29	5係
マリゾン・博多湾環境整備共同事業体	2	0	0						28	5係
博多港開発・西部ガス共同事業体	1	0	0						29	5係
博多港ふ頭(株)	2	0	0						28	5係
(株)福岡サイエンス&クリエイティブ	2	0	0						—	5係
(株)福岡市民ホールサービス	3	0	0						29	5係
福岡舞台芸術施設運営共同事業体	1	0	0						27	5係
西部ガス都市開発(株)	1	0	0						29	5係
(株)博多座	1	0	0						28	5係
(公社)福岡市シルバー人材センター	13	0	0						30※	5係
(特非)I-D-O	2	0	0						30	5係
合 計 対象85団体、実施17団体	40	0	0	0	0	0	0	0	—	—
(参考) 令和3年度 15団体	26	—	0	0	0	0	0	0	—	—

(注) 実査日数には、指定管理者に管理させている公の施設の所管部署の監査日数を、各所管ごとに加算している。

※ 一部、平成26年度を含む。

(2)～(4)計

合 計	団体数			実査 日数	指摘件数		4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
	対象	実査	実査率		4年度	前回	収入	支出	契約	財産	その他		
	128	29	22.7%	77	0	0	0	0	0	0	0	—	—

(5) 総合計

合 計	課・施設・団体数			実査 日数	指摘件数		4年度指摘内訳の件数					前回監査 年 度	担当係
	対象	実査	実査率		4年度	前回	収入	支出	契約	財産	その他		
	1,078	231	21.4%	232.5	14	16	1	8	3	1	1	—	—

2 指摘事項の概要

【定期監査】

(1) 収入事務

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	令和3年度の閲覧複写代の現金収納事務において、区出納員が収納した現金について、収納金額よりも少ない金額の払込書を作成して払込みを行い、収納金額と払込書の金額との差額を23日遅れて払い込んでいるものがあつた。	南区役所 課税課	2期

(2) 支出事務

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	令和元年度の「庚寅銘大刀重要文化財指定記念イベント 元岡・桑原遺跡群見学ツアーのための自動車借上料」に係る自動車借上料及び借損料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。	経済観光文化局 埋蔵文化財センター	1期
②	報償費及び土地家屋借上料等の支出において、 (1) 令和3年度の報償費の支出3件において、実施確認後、支払いまでに長期日数を要しているものがあつた。 (2) 平成29年度6月分自動車借上料、令和元年度の「留守家庭子ども会総括支援員・主任支援員採用候補者選考試験問題作成等業務委託」外1件に係る委託料、同2年度及び同3年度の土地家屋借上料4件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	教育委員会 放課後こども育成課	1期
③	令和元年度の借損料1件及び同2年度の被服費5件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	教育委員会 職員課	1期
④	令和元年度の印刷消耗品費の支出9件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	教育委員会 労務・給与課	1期
⑤	令和元年度の借損料、委託料及び印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	福祉局 地域福祉課	2期
⑥	令和3年度の役務費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	保健医療局 課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	2期
⑦	令和元年度において、上限を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認した嘱託員1名について、上限を超えた部分は1日単位の年休となるため、年休付与日数を超えた部分は欠勤となるが、当該欠勤に係る報酬額を減額せず支給していた。	東区役所 保険年金課	2期
⑧	令和元年度において、私傷病のため8月1日から9月29日までを勤務免除とした嘱託員1名について、勤務しなかった期間のうち無給の期間に係る報酬額を減額せず支給していた。	城南区役所 保護課	2期

(3) 契約事務

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	「令和3年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」帳票等作成・印刷・発送業務委託（単価契約）」外3件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	こども未来局 こども家庭課	1期
②	令和元年度の印刷消耗品費の支出1件並びに「令和2年度福岡市立学校臨時教職員採用時健康診断業務委託（令和2年10月分）」外1件、「令和3年度福岡市立学校臨時教職員採用時健康診断業務委託（令和3年4月分）」外5件及び「令和4年度福岡市立学校臨時教職員任用時健康診断業務委託」に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。	教育委員会 教職員第1課	1期
③	令和3年度「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関運営補助業務」に係るスタッフ派遣（令和3年5月分）」に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。	保健医療局 課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当)	2期

(4) 財産管理事務

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	金券類の物品管理事務において、 (1) 令和3年3月31日に取扱いが終了した金券（タクシー・プリペイド・チケット）について、払戻し期限である同年5月31日までに手続きをしなかったため、請求権が消滅していた。 (2) 平成30年度の定期監査において、学校から回収し、用途を決めずに保管していたICカード194枚について、「今後の取扱いを検討されたい。」との指導（要望）を行っていたが、一部のICカードは保管転換したものの、具体的な対応策を検討しないまま回収を続けた結果、実査日（令和4年10月4日）現在、保管するICカードが365枚に増加していた。	教育委員会 職員課	1期

(5) その他

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	道路占用許可に伴う令和4年度道路占用料の徴収について、徴収期日より遅れて令和4年9月22日を納期限とし調定及び納入の通知を行い、また、納期限までに納付しない者があるにもかかわらず督促していなかった。	東区役所 維持管理課	2期

【財政援助団体監査】

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	令和4年度、指摘事項なし。		

【出資団体監査】

(1) 財産管理事務

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	令和4年度、指摘事項なし。		

【公の施設の指定管理者監査】

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	令和4年度、指摘事項なし。		

3 意見の概要

【定期監査】

番号	意見内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	会計年度任用職員制度は、令和2年度に開始した制度であり、理解不足や認識誤りによるものと考えられる事務処理誤りが多く見られたことから、再度、制度所管課として、全所属等に対して同制度及び事務処理要領等の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。	総務企画局 人事課、労務課	1期
②	会計年度任用職員制度は、令和2年度に開始した制度であり、理解不足や認識誤りによるものと考えられる事務処理誤りが多く見られたことから、再度、制度所管課として、教育委員会全所属等に対して同制度及び事務処理要領等の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。 また、学校については、複数の職種の会計年度任用職員を任用しており、その職種によって勤務条件等が異なるなど、事務処理誤りのリスクも高いと考えられるため、より実効性のある周知方法やチェック方法等について検討されたい。	教育委員会 職員課、サービス指導課、労務・給与課	1期
③	教育委員会事務局及び学校（高等学校、小学校及び中学校）の電磁的記録媒体（USBメモリ、ポータブルHDD及びSSD等）について、記録媒体管理簿及び利用台帳を作成していないなど不適切な事務処理が多数見られた。なお、学校におけるUSBメモリ及びハードディスク等の記録媒体の管理については、令和元年度の包括外部監査において指摘されており、学校でのUSBメモリの利用は禁止としていたが、今回、ポータブルHDD及びSSD等の管理について不適切な事務処理が見られたものである。 電磁的記録媒体は、常に情報漏えい・紛失・盗難等のリスクがあることから、リスクを低減させるために作成された当該マニュアル等の趣旨に鑑み、今後、電磁的記録媒体の適正な管理が行われるよう、学校をはじめ教育委員会全所属に電磁的記録媒体の適正な取扱いについて周知徹底を図るとともに、管理責任者に対して研修を行うなど、早急に具体的な対策を講じられたい。	教育委員会 総務課	1期

第4 工事監査の結果

1 監査の実施状況

(1) 定期監査（小規模工事等監査を除く）

局 区 等	前 回 監 査 年 度	対 象 件 数	抽 出 件 数	抽 出 率 (%)	指摘件数		4年度指摘内訳の件数								
					4 年 度	前 回	計 画	設 計	積 算	施 工	委 託	維 持 管 理	契 約	検 査	
総務企画局	03	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財政局	03	36	3	8.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子ども未来局	03	6	1	16.7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済観光文化局	03	166	11	6.6	3	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0
道路下水道局	03	973	46	4.7	4	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0
消防局	03	16	1	6.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通局	03	275	11	4.0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
教育委員会	03	36	4	11.1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
市民局	03	15	2	13.3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※保健福祉局	03	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉局	—	2	1	50.0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健医療局	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境局	03	220	12	5.5	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
農林水産局	03	163	7	4.3	1	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0
住宅都市局	03	269	18	6.7	11	2	5	1	2	1	1	0	1	0	0
港湾空港局	03	265	12	4.5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
東区役所	03	97	5	5.2	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
博多区役所	03	100	5	5.0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
中央区役所	03	19	2	10.5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南区役所	03	77	3	3.9	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
城南区役所	03	62	2	3.2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
早良区役所	03	115	7	6.1	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
西区役所	03	149	9	6.0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
水道局	03	363	15	4.1	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	—	3,424	177	5.2	33	29	5	1	24	1	1	0	1	0	0

(2) 小規模工事等監査

局 区 等	前回 監査年度	対象件数	抽出件数	抽出率 (%)	4年度 指摘件数	前回 指摘件数
総務企画局	03	6	1	16.7	0	0
財政局	03	96	2	2.1	0	0
こども未来局	03	30	3	10.0	0	0
経済振興文化局	03	251	6	2.4	0	0
道路下水道局	03	562	5	0.9	0	0
消防局	03	43	1	2.3	0	0
交通局	03	91	0	0.0	0	0
教育委員会	03	65	2	3.1	0	0
市民局	03	25	0	0.0	0	0
※保健福祉局	03	—	—	—	—	0
福祉局	—	6	1	16.7	0	—
保健医療局	—	4	2	50.0	0	—
環境局	03	228	3	1.3	0	0
農林水産局	03	239	5	2.1	0	0
住宅都市局	03	137	5	3.6	0	0
港湾空港局	03	105	2	1.9	0	1
東区役所	03	32	2	6.3	0	0
博多区役所	03	66	2	3.0	0	0
中央区役所	03	64	2	3.1	0	0
南区役所	03	61	1	1.6	0	0
城南区役所	03	43	2	4.7	0	0
早良区役所	03	55	2	3.6	0	0
西区役所	03	92	0	0.0	0	0
水道局	03	319	1	0.3	0	0
計	—	2,620	50	1.9	0	1

小規模工事等監査のテーマ

監査年度	テーマ
H18 年度第 2 期～H21 年度第 3 期	小規模工事について、その契約から検査・支払までの行政事務が適法、適正になされているか。
H22 年度第 1 期～H23 年度第 3 期	工事に係る安全管理が適法、適正になされているか。
H24 年度第 1 期～H25 年度第 3 期	小規模委託業務（250 万円以下）について。
H26 年度第 1 期～H27 年度第 3 期	契約課契約以外の契約（原課契約）における工事等の契約変更に関する事務について。
H28 年度第 1 期～H29 年度第 2 期	小規模工事（250 万円以下）の施工体制台帳の作成状況について。
H30 年度第 1 期～R03 年度第 2 期	工事等の契約事務について。
R04 年度第 1 期～R04 年度第 2 期	原課契約における契約事務について

(3) 出資団体監査

団 体	前回 監査 年度	対 象 件 数	抽 出 件 数	抽 出 率 (%)	指 摘 件 数		4 年度指摘内訳の件数							
					4 年 度	前 回	計 画	設 計	積 算	施 工	委 託	維 持 管 理	契 約	検 査
(公財)福岡アジア都 市研究所	30	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡タワー(株)	30	41	3	7.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(公財)福岡市文化芸 術振興財団	29	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(公財)福岡市学校給 食公社	01	7	1	14.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(地独)福岡市立病院 機構	29	39	2	5.1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
(株)福岡クリーンエ ナジー	01	175	4	2.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(公財)福岡市緑のま ちづくり協会	01	78	3	3.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博多港ふ頭(株)	01	118	4	3.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		459	18	3.9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(4) 合計

合計	—	3,883	195	5.0	34	29	5	1	25	1	1	0	1	0
----	---	-------	-----	-----	----	----	---	---	----	---	---	---	---	---

※小規模工事等監査結果は含まない

2 指摘事項の概要

【定期監査】

(1) 計画

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	<p>土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>本工事は動物園の展示施設の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p>	住宅都市局 整備課	2期
②	<p>土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>本工事は合葬墓及び管理事務所等を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>本工事については、合葬墓周辺の施設の新設事業とエントランス及び管理事務所等の整備の既存施設改修事業を、別事業と判断し届出を行っていなかったが、同一の事業として届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p>	住宅都市局 整備課	2期
③	<p>土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>本工事は動物園の放飼場の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p>	住宅都市局 整備課	2期

④	<p>土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。</p>	住宅都市局 動物園	2期
⑤	<p>土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。 土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。</p>	住宅都市局 植物園 [動物園関連]	2期

(2) 設計

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監 査 実 施 期 別
①	<p>設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】</p> <p>本工事は老朽化した園路の整備工事である。 アスファルト舗装工（透水性アスファルト舗装）の積算において、公園利用者が多数いることから安全確保を図るため工事の施工範囲等を制限する必要があるとして、積算条件区分の「平均幅員1.4m未満」を適用していた。 また、施工においては、公園利用者の立入り規制を行うことにより、安全に施工ができるとして、施工方法等の承諾を行い設計変更を行っていなかった。 しかしながら、実施の現場条件では「平均幅員1.4m以上」の施工が可能となるため、設計図書で明示している積算条件区分を「平均幅員1.4m未満」から「平均幅員1.4m以上」に変更する必要があった。 今後は、適正な設計変更にも努められたい。</p>	住宅都市局 整備課	2期

(3) 積算

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	<p>サイン改修の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は競艇場の内部を改造する工事である。 サイン改修の積算において、一部サインの数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 また、設計変更時に一部不用となったサインの数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>経済観光文化局 経営企画課 [財政局施設建設課 関連]</p>	<p>1期</p>
②	<p>実況・映像テレビ設備の数量の算定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は競艇場の内部改造に伴う電気工事である。 実況・映像テレビ設備の積算において、仕様及び取付方法別に数量を算定していたテレビについて、一部の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>経済観光文化局 経営企画課 [財政局設備課 関連]</p>	<p>1期</p>
③	<p>内部改造空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は競艇場の内部改造に伴う空調設備工事である。 換気ファンI N V盤の積算において、見積比較検討書から積算内訳書に入力する際に桁数を誤って入力した結果、過大な積算となっていた。 また、空冷ヒートポンプパッケージエアコンの積算において、見積比較検討書から積算内訳書に入力する際に金額を誤って入力した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>経済観光文化局 経営企画課 [財政局設備課 関連]</p>	<p>1期</p>
④	<p>スクラップ費（控除）及びカルバート工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は地下鉄七隈線延伸における新駅に自転車駐車を建設する工事である。 現場発生の鋼材（H形鋼等）を有価物として処分（売却）する際に発生するスクラップ費については、工事価格から控除する必要があるが、誤って直接工事費から控除して積算を行っていた。 また、カルバート工の積算において、仮設材（覆工板・受桁等）の設置撤去及び運搬費を計上していたが、対象数量の算出等を誤っていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>道路下水道局 自転車課 [東部道路課 関連]</p>	<p>1期</p>
⑤	<p>仮設工（足場・防護）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は橋梁長寿命化修繕計画に伴う補修工事である。 仮設工（足場・防護）の積算において、適用条件及び数量の算出を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>道路下水道局 道路維持課</p>	<p>1期</p>

⑥	<p>運搬費の積算及び材料単価の決定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は道路の新設のための舗装工事である。 運搬費の積算において、路面切削に使用する路面切削機の運搬費（質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬）を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 また、舗装工（歩道部）におけるカラーアスファルト混合物の単価は、使用量に応じて異なる単価区分が設定されているが、工事費の積算において、種類の異なるカラーアスファルト混合物との総使用量で判断し、誤った単価区分で計上していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	道路下水道局 東部道路課	1期
⑦	<p>単価の決定及び数量の算出を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は橋梁の架け替えに伴う下部工（右岸側橋台）を築造する工事である。 建設発生土（硬岩）の処分費等について、受入処分先が限定されるとして見積りを徴収して積算を行っていたが、建設発生土等の処分に関する費用等を設計計上する場合には、それぞれの処分先までの運搬費と処理（処分）料の合計額を経済比較し、最も安価な処分先を設計計上すべきところ、誤って見積額の平均額を採用した結果、過大な積算となっていた。 また、交通管理者との協議により、作業時間帯以外にも配置する必要があるとして「土木工事標準積算基準書」に基づき交通誘導警備員の労務単価を決定していたが、誤った適用条件により算出した結果、過大な積算となっていた。 仮設工（仮設材設置撤去工）の積算においては、対象質量の算出を誤り、主部材及び副部材の全質量を対象とすべきところを、主部材の質量のみで積算を行った結果、過小な積算となっていた。 さらに、運搬費の積算において、貨物自動車運搬の必要台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	道路下水道局 西部道路課	1期
⑧	<p>材料単価の決定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は鉄道施設に設置されたホームモニタの視認性向上を図る工事である。 カメラ設備の積算において、表計算ソフト上の内訳書と代価表とのリンクの齟齬により、ネットワークビデオエンコーダーの設置単価を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	交通局 橋本保守事務所	1期
⑨	<p>共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は地下鉄車両基地工場棟の屋根を改修する工事である。 共通費の算定において、工期末日は変えずに発注時期を変更し工期日数が減少したが、当初工期日数のまま誤って算定した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	交通局 姪浜車両工場	1期
⑩	<p>共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は図書館の外壁改修を行う工事である。 共通費の算定において、工期を設定する際の契約手続き控除期間の日数を誤って適用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	教育委員会 総合図書館運営課 [財政局施設建設課 関連]	1期

⑪	<p>道路土工及び運搬処理工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は新設道路を整備する道路改良工事である。 土砂運搬処理において、現場等の道路幅員に制約を受けるとして設計変更を行っていたが、積算条件区分に該当しない施工単価を適用して積算を行い、さらに、土量変化率を考慮しないまま土工量の算定を行った結果、過大な積算となっていた。 また、軟弱な地盤があり通常の土砂搬出が困難であるとして、設計変更で不整地運搬車による運搬を増工していたが、土砂の積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	環境局 施設課	2期
⑫	<p>運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は台風により被災した施設（法面等）を復旧する災害復旧工事である。 仮設工の積算において、敷鉄板設置工を計上していたが、敷鉄板（仮設材）の運搬費等を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	農林水産局 政策企画課	2期
⑬	<p>ユニット及びその他工事、金属製建具工事及び土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっているが、ユニット及びその他工事の一部（ガラス柵）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用し、一方で、一部シンクの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。 また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、金属製建具工事の一部（鋼製建具）の単価の採用にあたり、見積比較表のデータ入力を誤った結果、最低価格の見積書の金額を採用しなかったため、過大な積算となっていた。 さらに、土工の一部（山留め）の単価の採用にあたり、見積書から見積比較表への転記を行う際の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	住宅都市局 動物園	2期
⑭	<p>共通費、地業工事及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。 共通費の算定において、舗装工事について共通費の率の適用を誤り、一方で、建設発生材処分費の一部（改良コラム残土処分費）について、共通仮設費及び現場管理費の算定対象外とすべきところ算定対象とした結果、過大な積算となっていた。 また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事の一部（改良コラム）の単価の採用にあたり、最低価格の見積書の金額を採用しなかった結果、過大な積算となっていた。 さらに、直接仮設工事の積算において、一部遣方の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	住宅都市局 植物園 [動物園関連]	2期

⑮	<p>足場設置の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は岸壁の付帯構造物（防舷材等）の取替を行う補修工事である。</p> <p>防舷材工（撤去工・取付工）の積算における足場設置について、撤去工の施工時に必要な足場設置は計上していたが、取付工の施工時に必要な足場設置を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、足場については、2組製作して流用するようにしていたが、製作費の積算において数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	港湾空港局 維持課	2期
⑯	<p>工場管理費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事はアイランドシティ地区にコンテナクレーンを設置する工事である。</p> <p>工場管理費の積算において、国の基準「港湾請負工事積算基準・第2部船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び福岡市港湾空港局の基準「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」では、工場管理費の対象額は、直接製作費、間接労務費の合計額となっている。</p> <p>本工事においては、国の基準に「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」との記載があることを理由に、これを適用し、工場管理費の対象額から間接労務費を除いて積算していた。</p> <p>しかしながら、国の基準等には「この基準によりがたい場合」の明確な基準はないにもかかわらず、間接労務費を除いて積算していた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	港湾空港局 施設課	2期
⑰	<p>施工箇所が点在する工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は道路照明灯の建替工事である。</p> <p>積算において、「土木工事標準積算基準書」では「施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事」においては「通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事」などの例外を除いて、施工箇所が点在する工事の積算を適用することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該工事は、指定された施工箇所が少なくとも7km程度離れた2つの地区で構成されており、施工箇所が点在する工事の積算を適用すべきところ適用しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	東区役所 維持管理課	2期
⑱	<p>舗装工、暗渠排水管及び表面被覆工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は老朽化したアンダーパスの舗装及び壁面の補修工事である。</p> <p>舗装工（歩道部）の積算において、積算条件の「小型車割増あり」を適用し積算を行っていたが、「土木工事標準積算基準書」には、舗装工の積算条件に「小型車割増」がないため、同割増しを適用することは誤りであり、その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、暗渠排水管の積算において、排水管の材料単価は1m当りで計上する必要があったが、誤って1本当りで計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>表面被覆工の積算において、プライマー塗布を計上する必要があったが誤って計上していなかった。</p> <p>さらに、見積価格を採用していたが、有効桁数3桁の価格とすべきところを、誤って有効桁数1桁の価格を採用していた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	博多区役所 維持管理課	2期

①⑨	<p>伸縮継手補修工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は経年劣化により損傷している、橋梁用伸縮装置の取替を行う補修工事である。</p> <p>伸縮継手補修工の積算において、市場単価の橋梁用伸縮装置工を適用し、さらに構造物とりこわしを計上していたが、同市場単価には、はつり工から撤去、据付までの作業が含まれており、別途構造物とりこわしを計上する必要がなかった。</p> <p>その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	南区役所 維持管理課	2期
②⑩	<p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。</p> <p>しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	城南区役所 維持管理課	2期
②⑪	<p>経費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>本工事はトンネル照明をLED化する工事である。</p> <p>経費計算において、「土木工事標準積算基準書」によると機器単体費については、間接工事費及び一般管理費の対象額としないこととなっており、また、機器単体費の対象となる機器とは施工現場においては加工等を必要としないものとされている。</p> <p>当該工事で行った照明制御盤の改造について、盤製造メーカーが作業を担当することから、盤製作と同等であると判断し、機器単体費に該当するとしていたが、現場に設置されている照明制御盤の改造は、現場での加工等に該当することから、機器単体費とすべきではなかった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	早良区役所 維持管理課 [道路下水道局道路 維持課関連]	2期
②⑫	<p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。</p> <p>しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	早良区役所 維持管理課	2期
②⑬	<p>敷鉄板設置・撤去の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は新たに歩道を整備する歩道設置工事である。</p> <p>敷鉄板設置・撤去の積算において、誤った施工単価を適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	西区役所 土木第1課	2期

②④	<p>土工量の算出を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は最終処分場に遮水シートを設置する工事である。 建設発生土（残土）の土工量については、地山の土量とするようになっていたが、土砂等運搬及び処理（処分）料の積算において、誤って土量変化率を考慮した土工量の算出を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	水道局 浄水施設課	2期
----	---	--------------	----

(4) 施工

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	<p>建設発生土の処分を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 本工事において建設発生土の処分量が500m³以上となることから、構外指定処分とすべきところ、誤って自由処分としていた。 また、施工計画書に記載していた建設発生土の搬入場所とは違う場所に搬入されており、さらに、「福岡市土砂埋立て等による災害発生防止に関する条例」の許可について確認できていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p>	住宅都市局 動物園	2期

(5) 委託

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	<p>測量費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本委託は土地区画整理事業の施行地区において、測量及び道路設計等を行う業務委託である。 測量費の積算において、路線測量変化率等の適用条件区分を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	住宅都市局 Smart EAST基盤 整備課	2期

(5) 契約

番号	指 摘 内 容 の 概 要	対 象 所 属	監査実 施期別
①	<p>契約変更を適正に行うべきもの【重点事項】</p> <p>本工事は動物園の施設の施設の新築に伴う電気工事である。 関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tを減じていないことについて誤っていると判断し、これに係る変更を併せて行っていた。 しかしながら、工期Tを減じる日数の変更は、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含まるべきではなかった。 なお、本工事では当初発注の起工時において、履行期間の開始日を「契約締結の翌日」としており、始期を公告予定日とする必要があったが、実際に工事着手日となった日付が設定されていたため、工期Tを減じていないことに誤りはなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。</p>	住宅都市局 動物園	2期

【出資団体監査】

(1) 積算

番号	指摘内容の概要	対象所属	監査実施期別
①	<p>共通仮設費及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>本工事は病院の外壁改修等を行う工事である。 共通仮設費の算定において、「積算の手引き」では監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる（低減する）こととしているが、監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の低減を行わなかった結果、過大な積算となっていた。 また、積み上げによる共通仮設費に、交通誘導警備員を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 さらに、直接仮設工事の積算において、養生シート張りの単価で積算すべきところ、防音シート張りの単価で積算していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>福岡市立病院機構 福岡市民病院 総務課</p>	<p>2期</p>

第5 行政監査の結果

1 監査のテーマ

本市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて

2 監査の目的

バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応がなされた生活環境は、市民生活において重要な社会基盤であり、本市では、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、ハード・ソフト両面からバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

近年は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、「合理的配慮の提供」が行政機関に義務化され、また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正では、「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策が強化されるなど、共生社会の実現に向け、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応の一層の推進が求められている。

そこで、本市施設について、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が図られているか、また、多様な利用者に対する配慮がなされているか等をハード面及びソフト面から検証することで、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応の更なる向上に資することを目的として行政監査を実施するもの。

3 監査の対象

(1) 「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める建築物のうち、「福岡市バリアフリー基本計画」における生活関連施設(※)等で、本市施設とこれを所管する所属

(2) 本市施設のバリアフリー化及び利用者への配慮等に関する所属（福祉局）

※生活関連施設：相当数の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、学校等の施設で、移動等円滑化促進地区又は重点整備地区内に立地する施設

4 監査の期間

令和3年11月から同5年1月まで

5 実施した調査

(1) 調査票による事前調査

バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が図られているか、また、多様な利用者に対する配慮がなされているか等をハード面及びソフト面について、対象施設に対し文書による調査を行った。

(2) 実地調査

バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が図られているか、実態を把握するため、実地調査を行った。

(3) 窓口従事職員対象アンケート調査

職員の障がい者への対応に関する法律・マニュアルの周知状況及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する研修受講状況等について、現状把握を行った。

(4) バリアフリーマップに関する調査

本市がウェブ上に掲載している「福岡市バリアフリーマップ」について、福祉局による運用状況の把握を行った。

6 監査の結果

本市では、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる社会の実現を目指して、条例・規則を制定し、施設整備の基準を示した施設整備マニュアルを作成し、施設のバリアフリー化を進めてきた。

また、本市施設はもとより、他の公共団体施設・民間施設のバリアフリーに関する設備の設置状況を載せた福岡市バリアフリーマップを作成し、広く市民に情報を提供する取組みを行っている。

しかしながら、本市施設において、修繕時に設置方法を誤り整備基準に適合させていないものや、施設の管理状況等において不適切な事例が見受けられ、また、ホームページによるバリアフリーに対応した設備に関する情報提供も行われていない施設が存在するなど、一部に改善を要する事例が見受けられたことから、検討又は改善を要する項目について意見が出された。主な意見は次のとおり。

(1) 施設管理者の整備基準の知識の向上

調査結果の概要	意見の主な内容
<ul style="list-style-type: none">・福祉型便房の便器の横の手すりを可動式とする必要があったものを固定式としていたなど、不適切な設備となっている施設があった。・福祉型便房について、真に必要な方が優先的に使用する設備であることを表示している施設はわずかであった。・履き物の履き替えが容易にできるようにいすや手すりを設置したり、館内図や施設案内を大きな文字やピクトグラムで表示していた。・福祉型便房や一般便所の扉全体を認識しやすい色等で表示していた。	<ul style="list-style-type: none">・施設管理者が適切に施設を管理する上で必要となる、バリアフリーに関する知識を一層深め、施設利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、条例、規則、施設整備マニュアルの周知についても徹底されたい。・ユニバーサルデザインの視点に立った取組み事例に関しては、他の施設でも取り入れられ、そのような施設が増えるよう、情報共有を図られたい。

(2) 施設利用者の視点に立った施設管理の意識の向上

調査結果の概要	意見の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・通路の中央に長いすを置いているため、車いすが通行するための通路幅が確保されていなかった。 ・誘導用ブロック等の上や手すりの前に物を置いて通行に支障となっていた。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、建物出入口の入口・出口を分けて、誘導用ブロック等が設置されている方を出口専用としているため、視覚障がい者等が外部から入館する場合に出口専用に向かい、施設から出てくる人と接触する危険がある状態となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに関する設備の役割等を充分理解し、利用者が安全に利用できるよう施設管理の意識の向上に努められたい。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する知識等の向上

調査結果の概要	意見の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査は任意回答とはいえ、回答率は半数程度にとどまっている。 ・障がいのある方への配慮マニュアルについてや、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針の質問に対し、「理解している」または「一部理解している」との回答が合わせても半数以下にとどまっており、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する研修を受講した職員の割合も低い。 ・調査票調査の回答を見ても、バリアフリー等に関する研修の実施状況も低調である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉局は、ユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる総務企画局と連携し、現在実施している研修等を充実させるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する職員一人ひとりの知識や意識の更なる向上に取り組まれない。 ・施設管理者に対しても、周知・助言・指導を積極的に行われたい。

(4) ホームページにおける情報提供

調査結果の概要	意見の主な内容
<p>・ ホームページ上でバリアフリー設備に関する情報を掲載している割合は 67%、ウェブアクセシビリティに対応しているのは、59%にとどまっている</p> <p>・ 福岡市バリアフリーマップへの掲載が 71%にとどまっている。</p>	<p>・ 施設管理者に対し、各施設が開設しているホームページにバリアフリーに関する情報の掲載を進めるよう求めるとともに、福岡市バリアフリーマップに未掲載の施設については掲載を促すことが望まれる。</p> <p>・ 福祉局は、令和 4 年度中に福岡市バリアフリーマップの掲載内容の充実に向けて、掲載中施設の設備の実態調査・追加掲載等を実施することとしているが、令和 5 年度以降についても、施設の現状とホームページの情報に違いのないよう継続的に情報の更新を行う方策を検討・実施するとともに、利用者への周知に取り組み、さらに新規に掲載する施設の増加に努められたい。</p>

第6 住民監査請求による監査の結果

令和4年度は住民監査請求は無し。